

社会福祉法人北海道中央病院 短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道中央病院が経営する短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 永福園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 深川市西町1番13号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。なお、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を兼務とする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 事務職員 相当数

事務職員は、一般事務及び会計経理をつかさどる。

- (3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画書に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活援助等の生活指導を行う。

- (4) 介護職員 15名以上

介護職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「サービス」という。）の提供に当たるとともに、常に利用者の日常生活支援を行う。

- (5) 看護職員 2名以上

看護職員は、サービスの提供にあたりとともに、健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。

- (6) 医師 1名以上

医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のために適切な措置を講ずる。

- (7) 管理栄養士 1名以上、調理員 委託事業者

管理栄養士及び調理員は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。管理栄養士は利用者の栄養管理を行う。

- (8) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (9) 夜警員 委託事業者

夜警員は、夜間時の緊急事態に備える業務を遂行する。

(利用定員及び居住区分)

第5条 事業の利用定員は、4名とする。また、本体施設の空床利用を行う。

- 2 居住の区分は、短期専用室の多床型3床、従来型個室1床とする。また、併設本体施設の空床利用型については多床型とする。

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 栄養管理
- (3) その他の日常生活上の世話
- (4) 相談・援助等の生活指導
- (5) 機能訓練
- (6) 送迎（事業の実施地域以内）

- 2 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。（別表再掲）

- (1) 滞在費及び食費
- (2) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く）
- (3) 理美容代

- (4) 前号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、深川市、妹背牛町全域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲食をしてはならない。
- (1) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (2) その他管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医の医師または予め事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者へ報告する。

- 2 サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに道及び市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、消防法の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、地震や風水害の非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回行うものとする。

- 2 事業所は、非常災害時の対応として、避難訓練等の訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(職員研修)

第11条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密保持)

第12条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他にもらしてはならない。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(身体拘束廃止取組み内容)

第13条 認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない

い。

- 3 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止の対策)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
 - (2) 虐待防止のための指針を整備
 - (3) 虐待を防止するための従業員に対する研修を定期的実施
 - (4) 虐待防止を適切に実施する為の担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者がいた場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なわなければならない。
- 2 事業所は、当該事業所において、感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(認知症介護の取り組み)

- 第17条 事業所は、認知症対応力の向上と利用者の選択に資する観点から、介護に直接携わる無資格の従業者に認知症介護基礎研修を受講させるものとする。
- 2 事業所は、認知症に係る取り組み状況について介護サービス情報公表制度において公表をする。

(事業継続の取り組み)

- 第18条 事業所は、感染症や災害が発生した場合の事業継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施に取り組む。

(記録の整備)

- 第19条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
尚、その保存年数は、その完結の日から5年間とする。

２ 利用者に関する諸記録の整備の保存年数は、その完結の日から２年間とする。

(その他運営に関する留意事項)

第２０条 この事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人北海道中央病院と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１５年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１６年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１８年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年２月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

項目	金額	備考
滞在費	従来型個室 基準費用額 1,231 円 第1段階 380 円 第2段階 480 円 第3段階 880 円 多床室 基準費用額 915 円 第1段階 0 円 第2段階 430 円 第3段階 430 円	特定入所者介護サービス費制度による介護保険負担限度額認定を受けている場合、利用負担段階の第1段階から第3段階に該当する場合がある
食費	基準費用額 1,445 円 第1段階 300 円 第2段階 600 円 第3段階① 1,000 円 第3段階② 1,300 円	
理容代	2,000 円／回 1,800 円／回 1,500 円／回	カット(調髪)・襟剃り・顔剃り カット(調髪)・襟剃り カット(丸刈)・襟剃り・顔剃り 又は顔剃りのみ
美容代	実費負担	髪染め・パーマ・カットなど希望に応じた費用 ※理美容店への支払い額
送迎に要する費用	1 Km 毎 20 円	厚生労働大臣が定める場合を除く
金銭管理サービス費用	日額 30 円	※税別
その他利用者負担が適当と認められるもの	電気製品使用代 一点につき日額 40 円 謄写物交付 1 枚 20 円	利用者が居室に持ち込んで使用した際にかかる費用 (テレビ、冷蔵庫、CD音楽機器・ポット・毛布・携帯電話など個人が任意で使用する電気製品) ※税別 記録等印刷物の謄写費用 ※税別

上記に揚げられるものの他、指定短期入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担されることが適当と認められる費用を徴収する。